

### 職員の初任給 (平成30年4月1日現在)

区分	神崎町	県	国
一般行政職	大学卒 (上級職)	185,800円	179,200円
	高校卒	151,500円	147,100円

### 職員手当 (平成30年4月1日現在)

区分	町の内容	国の内容
扶養手当	●配偶者 6,500円 ●子 10,000円 ●父母等 6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ
住居手当	●借家の場合 (家賃12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同じ
通勤手当	●電車・バスを利用する場合 定期代等全額支給 ●乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて 2,000円 ~33,100円を支給	●電車・バス利用の場合 定期券代等の1ヶ月あたり 55,000円まで全額支給 ●乗用車等利用の場合 使用距離に応じて2,000円 ~31,600円を支給
期末勤勉手当	(平成29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225(1.025)月分 0.9 (1.1)月分 12月期 1.375(1.175)月分 0.9 (1.1)月分 計 2.60(2.20)月分 1.8 (2.2)月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ( ) 内は管理職員(7級)の支給割合	同じ
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置・調整額 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	勤奨・定年 24.586875月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) 支給率は同じ

地域手当	無支給、国の制度(支給率) 0%
特殊勤務手当	手当の名称 ①防疫作業手当、②行旅病死取扱手当 ※29年度支給実績なし
時間外勤務手当	29年度支給総額 14,523千円、職員1人当たり支給年額 227千円

### 職員の平均給与月額等

職種	平成30年4月1日現在			
	平均年齢	月額	平均給与	
			給料	諸手当
一般行政職	42.8歳	362,434円	325,344円	37,090円
技能労務職	51.0歳	334,985円	322,123円	12,862円

  

職種	平成29年4月1日現在			
	平均年齢	月額	平均給与	
			給料	諸手当
一般行政職	41.5歳	356,088円	318,826円	37,262円
技能労務職	51.1歳	326,173円	319,064円	7,109円

## 町職員の給与等のお知らせ

地方公務員の給与は、地方公務員法により一般家庭の生計費、国及び他の地方公共団体の職員及び民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることになっております。

町職員の給与は、それらを踏まえて行われる人事院勧告や、千葉県人事委員会が行う勧告に基づき、町議会の審議を経て条例で定められています。

本年4月現在の町職員の給料等の状況については、次のとおりです。今後も行政事務・事業の整理、人事管理の適正化等を推進し、皆様の理解を得られるように努めてまいります。

### 人件費

平成29年度普通会計決算額に占める特別職及び一般職の職員の人件費の状況は次のとおりです。

歳出額A	実収支	人件費B	人件費率(B/A)	28年度の人件費率(参考)
千円 2,614,164	千円 162,551	千円 588,510	22.5%	22.4%

### 職員給与費

平成30年度普通会計当初予算での給与費の状況は、次のとおりです。

給与費 419,090千円 職員数 72人

給料 277,214千円 (66.2%)	職員手当 33,199千円 (7.9%)	期末・勤勉手当 108,677千円 (25.9%)
----------------------------	----------------------------	---------------------------------

### 特別職の報酬等

特別職の報酬等は、神崎町特別職報酬等審議会の答申を受けて、「神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」で次表のとおり定められています。

区分	報酬等(平成30年4月1日現在)	期末手当(平成29年度支給割合)
町長	750,000円 (540,000円)	6月期 2.075月分
副町長	570,000円 (484,500円)	12月期 2.325月分
教育長	540,000円 (459,000円)	計 4.40 月分
議長	231,000円	6月期 1.40 月分
副議長	193,000円	12月期 1.60 月分
議員	174,000円	計 3.00 月分

(注) 報酬月額( )中は、減額措置による減額後の額です。